

平成31年度知立市保育園等の保育料

階層区分		徴収基準月額（円）			
		上段：保育標準時間認定を受けた場合 下段：保育短時間認定を受けた場合			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する補遺率による支援給付を受けている 者（単給者を含む。）の属する世帯	0	0	0	
		0	0	0	
B	市町村民税が非課税の世帯	1,600	1,100	1,100	
		1,400	1,000	1,000	
C	市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯	7,400	5,200	5,200	
		6,300	4,500	4,500	
D1	A階層からC階層 までを除き当該年 度の市町村民税が 次の区分に該当す る世帯	所得割の額が 10,000円未満	8,000	5,900	5,900
			6,800	5,000	5,000
D2		所得割の額が 10,000円以上 48,600円未満	9,000	6,900	6,900
			7,700	5,900	5,900
D3		所得割の額が 48,600円以上 58,200円未満	10,000	8,000	8,000
			8,500	6,800	6,800
D4		所得割の額が 58,200円以上 67,900円未満	11,900	9,700	9,700
			10,100	8,300	8,300
D5		所得割の額が 67,900円以上 77,600円未満	14,200	12,200	12,200
			12,100	10,400	10,400
D6		所得割の額が 77,600円以上 87,300円未満	18,400	15,800	15,600
			15,600	13,400	13,300
D7		所得割の額が 87,300円以上 102,700円未満	23,900	20,600	17,400
			20,900	17,600	14,800
D8		所得割の額が 102,700円以上 119,800円未満	29,800	21,100	17,400
			26,800	18,100	14,800
D9		所得割の額が 119,800円以上 137,000円未満	37,100	21,500	18,200
			34,100	18,500	15,500
D10		所得割の額が 137,000円以上 154,200円未満	41,900	21,500	18,400
			38,900	18,500	15,600
D11		所得割の額が 154,200円以上 173,000円未満	43,900	21,700	18,800
			40,900	18,700	16,000
D12		所得割の額が 173,000円以上 185,700円未満	44,600	22,100	19,000
			41,600	19,100	16,100
D13		所得割の額が 185,700円以上 257,500円未満	45,600	22,400	19,600
			42,600	19,400	16,600
D14		所得割の額が 257,500円以上	46,000	22,400	19,600
			43,000	19,400	16,600

（次頁に表の見方があります。）

○保育料一覧表の見方

- 1 年齢区分はクラス年齢（年度最初の4月1日の満年齢）で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
 - 2 保育料の市町村民税額とは4～8月分保育料については平成30年度市町村民税額、9月以降については平成31年度市町村民税額を指し、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除等をする前の市町村民税額のことをいいます。
 - 3 この表の保育料は2号及び3号認定の支給認定を受けた場合のものです。2号認定は保育の必要性の認定を受けた3歳以上児で、3号認定は保育の必要性の認定を受けた3歳未満児です。
私的契約児の保育料は3歳児、4歳以上児の各年齢区分のD14階層の保育標準時間認定の額です。
 - 4 児童の属する世帯がB、C、D1～D5階層（D5階層は、所得割の額が77,101円未満の世帯に限る）で次に該当する場合は、保育料の軽減があります。必ず添付書類と併せて申請をしてください。（私的契約児を除く）
 - ・母子世帯等
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯
 - ・特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている方のいる世帯
 - 5 多子軽減制度（私的契約児を除く。）や第3子軽減制度があります。
 - 6 婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、申請に基づき寡婦（夫）控除をみなし適用します。
 - 7 公立保育所においては認定区分ごとの保育の最長利用可能時間は次のとおりで、その時間を越える利用の場合は延長保育料が必要です。私立保育所については各園に問合せください。
 - ・保育標準時間認定：午前7時30分～午後6時30分
 - ・保育短時間認定：午前8時～午後4時
- 延長保育料
- ・1月を単位とした場合：30分当たり 月額 500円
 - ・1日を単位とした場合：30分当たり 日額 100円